

議案第 24 号

伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第4条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示決定等の期限に関する特例)

第3条 市の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第 号）第3条の規定により読み替えて適用さ

れる前条第1項]とする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

- 2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。
- 3 市の機関は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該者に係る前項前段に規定する写しの交付に要する費用及び同項後段に規定する送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

(伊賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第5条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成26年伊賀市条例第32号）第1条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(伊賀市個人情報保護条例の廃止)

第2条 伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）は、廃止する。

(伊賀市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の伊賀市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第12条の規定による職務上知ることができた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第13条第2項の委託を受けた事務に従事している者又はこの条例の施行前において当該委託を受けた事務に従事していた者に係る同条第3項の規定による当該事務に関して知ることができた旧個人情報をみだりに漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条、第27条、第32条又は第32条の2の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止等（これらに係る旧条例第26条に規定する手数料等を含む。）については、なお従前の例による。

4 第1項又は第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第2条第8号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧保有個人情報を含む情報の集合物であって個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 旧条例第13条第1項の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

7 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年伊賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条第1項中「当該指定管理施設の管理に伴い保有した個人情報の漏えい、損傷又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じる」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施する」に改める。

(伊賀市地区市民センター条例の一部改正)

第5条 伊賀市地区市民センター条例(平成16年伊賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、センターを管理するに当たって個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)を取り扱うときは、同法第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

(伊賀市自治基本条例の一部改正)

第6条 伊賀市自治基本条例(平成16年伊賀市条例第293号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(個人情報の保護)

第11条 市は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めるところにより、及び同法の施行に関し必要な条例を定め、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第7条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成20年伊賀市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(個人情報の安全管理措置)

第4条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項の規定により市長が講じなければならない保有個人情報(同法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)の安全管理のために必要かつ適切な措置には、住基カードに記録された個人情報及び第2条第1項各号に掲げるサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置が含まなければならない。

(伊賀市債権管理条例の一部改正)

第8条 伊賀市債権管理条例(平成28年伊賀市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「実施機関(伊賀市個人情報保護条例(平成16年伊賀市条例第16号)第2条第4号に規定する実施機関をいう)」を「市の機関(伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年伊賀市条例第 号)第2条第1項に規定する市の機関をいう)」に、「他の実施機関」を「他の市の機関」に改める。